



花王

須賀川市立第三小学校
学校だより NO. 2
平成30年5月29日
発行者 校長 須田元大

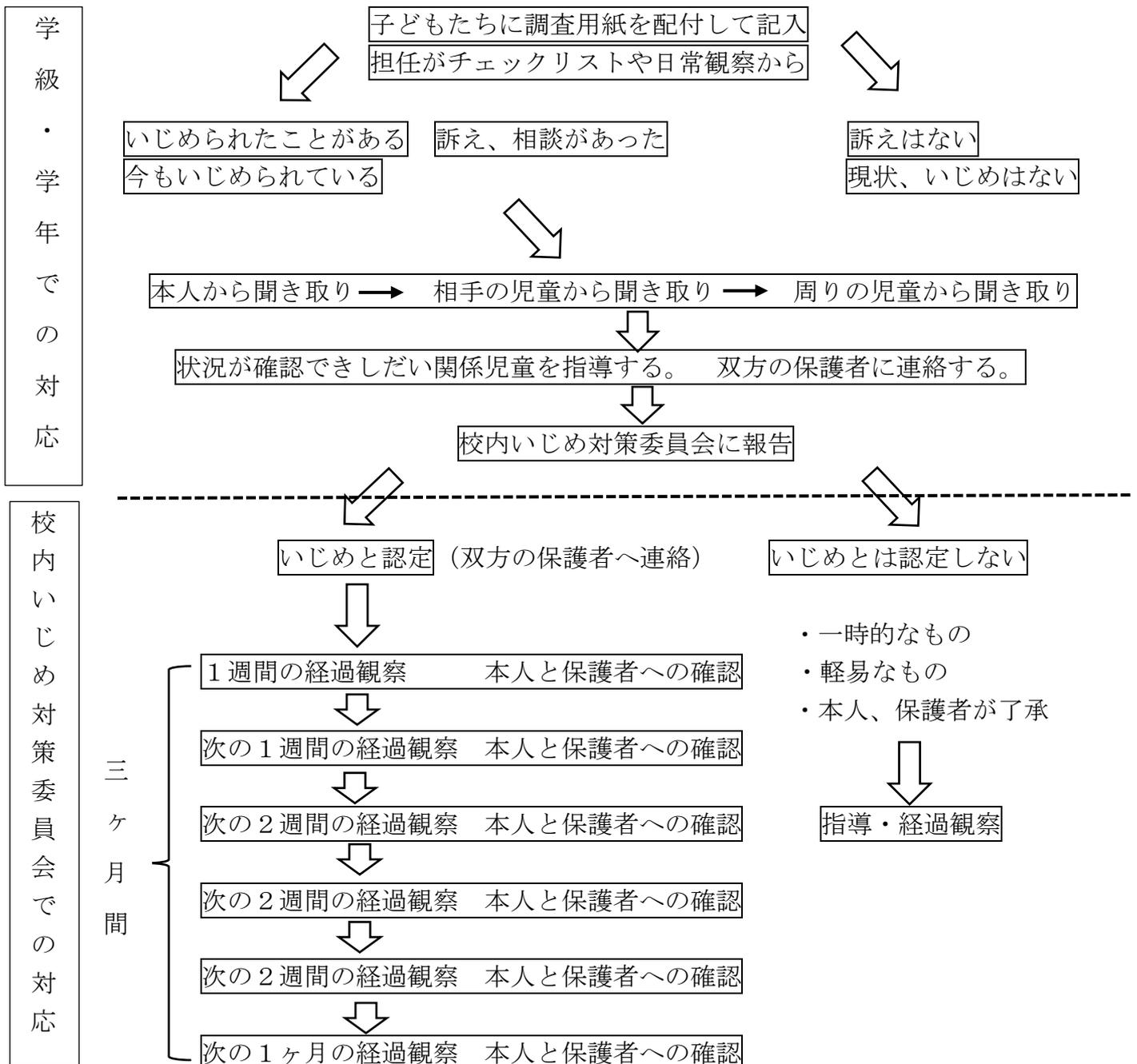
○深く考える子ども ○明るく思いやりのある子ども ○強くたくましい子ども

◎ 第1回いじめ・困りごと調査を行いました。

今年度1回目の調査を行いました。

今年になって改定した須賀川市のいじめ防止基本方針、そしてそれを受けて改定した本校のいじめ防止基本計画にそって調査を行いました。改定のポイントは「組織的に」です。

「いじめ」と認定するかどうか、その後の判断は校内の組織で行います。今後、この調査は3回、1年間に4回実施する予定です。調査の流れを以下に説明します。



いじめ発生から3ヶ月後、校内いじめ対策委員会において以下の判断を行う

①いじめは解消したか（本人、保護者が同意していることが前提）

<いじめ解消の定義>

○いじめに係る行為が止んでいること。

（被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与えている行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安に相当の期間継続していること）

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

（いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する）

②解消に向けて経過観察中

③改善がみられないために指導を継続している

④再発したため、解消にむけ再始動

⑤その他

私たちはいじめが起きない学校をめざしていますが、子ども同士が人間関係を築きにくくなってきている（兄弟・姉妹が少ない、近所にも友達が少ないことにより、学校以外で子ども同士がけんかしたり、いやな思いをしたり、協力し合う喜びを体験したりする機会が減ってしまった。人間関係を学ぶ機会が少なくなってきている。）ことにより、以下のいじめの定義によれば、1年間でいじめが数十件発生するのは（重大事態は別）仕方のないことだと思えます。

国も県も市教委も、学校現場においてはいじめを積極的に認知して対応するようにと指導しています。

大切なことは、子どもをよく見て子どもの変化に気づくこと、また、子どもの訴えに耳を傾け、時間をおかずに対応し、解決に導くことだと考えています。

<いじめの定義>

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（インターネットを通じて行われるものを含む）

<参考：いじめに関する電話相談ができる機関>

- | | | |
|------------------------------|--------------|---------------------------------|
| ①須賀川市教育委員会学校教育課 | 0248-88-9168 | ⑨県精神保健福祉センター |
| ②須賀川市すこやかテレフォン | 0248-75-1919 | （こころの電話）024-535-5560 |
| ③市役所 生活課市民相談室 | 0248-88-9132 | ⑩いじめ110番 0120-795-110 |
| ④こども課（家庭児童相談室） | 0248-88-8115 | ⑪県警察本部（ヤングテレフォン） |
| ⑤子どもと家庭テレフォン相談
（県中央児童相談所） | 024-536-4152 | 024-526-1189 |
| ⑥県中児童相談所 | 024-935-0611 | ⑫子ども人権110番（法務省）
0120-007-110 |
| ⑦県教育センター「ダイヤルSOS」 | 0120-453-141 | |
| ⑧福島いじめSOS24 | 0120-916-024 | |